

定 款

一般社団法人 幼児教育保育用品協会

一般社団法人 幼児教育保育用品協会

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 幼児教育保育用品協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都文京区本駒込六丁目14番9号に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、幼児教育・保育用品に関する各種の事業活動を通じて、わが国の幼児教育・保育の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 幼児教育・保育用品の調査研究に関する事業
- (2) 幼児教育・保育用品の品質向上に関する事業
- (3) 幼児教育・保育用品の普及啓発に関する事業
- (4) 幼児教育・保育用品の安全基準に関する事業
- (5) 幼児教育・保育用品に関する刊行物の発行に関する事業
- (6) 幼児教育・保育用品に関する研修会等の実施
- (7) 各種幼児教育・保育団体等の活動に対する支援
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。

(機関の設置)

第6条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 社員

(種別)

第7条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し、活動に参加する団体又は個人（当法人の設立時社員を含む。）
- (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同する団体又は個人

(入会)

第8条 当法人の会員になろうとする者は、当法人の会員2名の推薦を添えて、理事会の定めるところにより申込みをし、理事会の承認を受けなければならぬ。

- 2 団体の会員にあっては、当法人に対する団体の代表者（以下「団体代表者」という。）を1名定め、理事長に届け出なければならない。
- 3 団体代表者を変更した場合は、別に定める変更届をもって速やかに理事長に届け出なければならない。

(入会金及び会費)

第9条 会員は、当法人の事業活動に関して経済的に生じる費用に充てるため、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、正会員たる社員については第20条第2項に定める社員総会の特別決議に基づき、賛助会員については第37条に定める理事会の決議に基づき、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったとき

は、その資格を喪失する。

- (1) 第9条の支払いの義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 会員である個人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品を返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第15条 社員総会は、正会員たる社員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は社員1名につき1個とする。ただし、寄附金を拠出した社員については、拠出金額に応じた議決権を新たに付与する。
- 3 寄附金を拠出した社員に付与する新たな議決権数は、拠出額に応じて2段階とし、2議決権、3議決権とする。

(機能)

第16条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会費及び入会金の金額
- (2) 正会員たる社員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の総額
- (5) 各事業年度の決算承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分の承認
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、法令及びこの定款に規定する事項

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員から、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

第18条 社員総会は法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、総社員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故等の支障があるときは、その社員総会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上の出席であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 正会員たる社員の除名

(2) 理事及び監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 合併

(6) その他法令又はこの定款で定められた事項

(議決権の代理・書面による行使)

第21条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない社員は、あらかじめ

通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。ただし、議決権の行使を委任する場合、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面を社員総会毎に当法人に提出するものとする。

2 理事又は社員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第4章 役 員

(員数)

第24条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上11名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 前項の理事長を一般法人法上の代表理事とする。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(職務)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、当法人の業務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。なお、理事長たる代表理事は、6ヶ月ごとに1回（毎事業年度につき2回）以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会計を監査すること。
- (2) 理事の職務執行状況を監査すること。
- (3) 会計及び職務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを社員総会に報告すること。

(任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により選任された理事又は監事の任期は、前任者又は他の在任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第29条 理事及び監事の報酬等の総額は、社員総会の決議をもって定める。

(理事の責任免除等)

第30条 当法人は、一般法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任について、当該理事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、同法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第115条の規定により、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でない者に限る。）との間で、同法第111条の行為による賠償責任について、当該理事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場

合には、同法第113条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(監事の責任免除等)

第31条 当法人は、一般法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の責任について、当該監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、同法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第115条の規定により、監事との間で、同法第111条の行為による賠償責任について、当該監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、同法第113条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第5章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事及び事務局長をもって構成する。

(理事会の権能)

第33条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職
- (4) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
- (5) 事務局長の選定及び解職
- (6) 事務局規程の決定
- (7) 理事長が職務を執行することができない場合における理事長代行の選定
- (8) 賛助会員の除名
- (9) 理事及び監事の責任免除の決定並びに責任限定契約の締結の承認
- (10) その他法令又はこの定款で定められた又は社員総会で委任を受けた事項

(開催)

第34条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

2 理事長は、前条第2号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事並びに事務局長は、議事録に署名又は記名押印する。

第6章 事務局

(事務局)

第40条 当法人に事務局を置く。

2 事務局は、当法人の事務を管掌し、事務局長1名、副事務局長若干名及び当法人の事業運営に必要な部会をもって構成する。事務局の運営及び組織については別に事務局規程に定める。

第7章 資産及び会計

(財産の構成)

第41条 当法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 寄付金品
- (5) 基金
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第42条 当法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第43条 当法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第44条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（剰余金の分配の禁止）

第47条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第8章 基 金

（基金の拠出等）

第48条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第9章 定款の変更及び解散等

（定款の変更）

第49条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

（解散）

第50条 当法人は、一般法人法に規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第51条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、次の各号にて掲げるものに贈与するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 公益社団法人又は公益財団法人
- (3) 公益社団法人又は公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人

第10章 附 則

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(最初の事業年度)

第53条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人成立の日から令和3年3月31日までとする。

(設立時役員)

第54条 当法人の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時理事兼設立時代表理事（理事長）	飯田 聰彦
設立時理事	小林 徹
設立時理事	高林 祐志
設立時理事	岡本 功
設立時理事	村野 芳雄
設立時理事	徳本 達郎
設立時監事	小杉 繁則
設立時監事	田村 和之

(設立時社員の名称及び住所)

第55条 当法人の設立時社員の名称及び住所は、次のとおりとする。

- (1) 東京都文京区本駒込六丁目14番9号 株式会社フレーベル館
- (2) 東京都品川区西五反田二丁目11番8号 株式会社学研教育みらい
- (3) 東京都千代田区九段北四丁目2番29号 株式会社世界文化ワンダー販売
- (4) 大阪市天王寺区上本町三丁目2番14号 ひかりのくに株式会社
- (5) 東京都文京区小石川五丁目24番21号 株式会社チャイルド本社

(6) 福井県敦賀市若葉町二丁目1770番地 株式会社ジャクエツ

(法令の準拠)

第56条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人 幼児教育保育用品協会設立のため、この定款を作成し、設立時社員が記名捺印する。

令和2年4月10日

設立時社員

株式会社フレーベル館

代表取締役 飯田 聰彦

株式会社学研教育みらい

代表取締役 小林 徹

株式会社世界文化ワンダー販売 代表取締役 高林 祐志

ひかりのくに株式会社

代表取締役 岡本 功

株式会社チャイルド本社

代表取締役 村野 芳雄

株式会社ジャクエツ

代表取締役 德本 達郎

沿革

令和 2年 4月 10日作成

令和 2年 7月 22日改定